

新潟大学における内部質保証及び自己点検・評価に関する基本方針

令和3年2月12日

大学改革・大学評価委員会決定

1. 目的

本基本方針は、本学がその理念・目的の実現のために行う教育研究その他の活動の活性化と質の向上を目的とする、自己点検・評価及びそれに基づく内部質保証に関する諸活動について、基本的な事項を定めることを目的とする。

2. 内部質保証体制

内部質保証最終的な責任者として統括責任者を置き、学長をもって充てる。

内部質保証に関する業務を実質的に担う実施責任者を置き、大学改革・大学評価委員会委員長をもって充てる。

各組織における自己点検・評価並びに改善及び向上活動の責任者は、当該組織の長とする。

3. 自己点検・評価の実施

各組織は、本学が自ら行う学位プログラム評価、学校教育法に定める大学機関別認証評価における基準のほか、自ら定める点検項目により、自己点検・評価を実施するものとする。

また、その実施にあたっては、必要に応じて関係者（学生、卒業・修了生、企業等）からの意見聴取を行うものとする。

4. 内部質保証活動（別紙参照）

各組織における自己点検・評価の結果は、大学改革・大学評価委員会においてとりまとめ、大学改革・大学評価委員会委員長は、その結果を学長に報告するものとする。

この報告内容に基づき、学長は、各組織に対し、改善・向上活動に関する対応策の検討を指示するものとする。

各組織は、これに係る対応措置とその実施計画を策定し、実施するとともに、その内容及び進捗状況を大学改革・大学評価委員会に報告するものとする。

5. 第三者評価、外部評価の積極的な実施

各組織は、自らの教育研究活動等の実施状況を検証し、諸活動の活性化及び改善を図るため、自己点検・評価活動のほか、第三者評価や外部評価を積極的に実施す

るものとする。

6. 評価結果の公表

内部質保証及び自己点検・評価の結果については、本学ウェブサイト等、広く社会に周知を図ることができる方法により公表するものとする。

7. 雑則

本基本方針については、その有効性、妥当性を適宜検証し、必要に応じて適切な見直しを行うものとする。

ここに定めるもののほか、内部質保証及び自己点検・評価に関し必要な事項は、別に定める。

(別紙)

新潟大学における全学的内部質保証体制

※教育課程に関しては、学位プログラム評価を実施

